

T O Y O K A W A C I T Y

# 豊川市 立地適正化計画

令和7年度改定版

令和8年3月  
豊川市





## 目 次

序 計画の概要	6 誘導施策
序-1 計画の背景と目的 ----- 5	6-1 基本的な考え方----- 36
序-2 計画の位置づけ ----- 6	6-2 居住の誘導のための施策----- 36
序-3 計画の範囲----- 6	6-3 都市機能の誘導のための施策 ----- 38
序-4 計画期間 ----- 6	7 法に基づく届出制度
1 まちづくりの方針	7-1 居住誘導区域外における届出 ----- 40
1-1 都市の将来像----- 7	7-2 都市機能誘導区域外における届出 - 41
1-2 まちづくりの方針 ----- 8	7-3 都市機能誘導区域内における届出 - 41
2 目指すべき都市の骨格構造	8 防災指針
2-1 基本的な考え方 ----- 10	8-1 防災指針とは ----- 42
2-2 都市の骨格構造 ----- 10	8-2 災害リスクの分析・評価----- 43
3 誘導方針 ----- 13	8-3 防災まちづくりの課題----- 44
4 居住誘導区域の設定	8-4 防災まちづくりの将来像----- 47
4-1 居住誘導区域の設定の考え方----- 16	8-5 防災まちづくりの取組み方針 ----- 48
4-2 居住誘導区域の設定 ----- 18	8-6 防災まちづくりに向けた 具体的な取組み----- 50
5 都市機能誘導区域の設定	8-7 取組みの進め方と防災まちづくりの 目標 ----- 52
5-1 都市機能誘導区域の設定の考え方 -- 20	9 計画の推進方法及び目標値の設定
5-2 都市機能誘導区域の設定 ----- 22	9-1 計画の推進方法----- 56
5-3 誘導施設の設定 ----- 30	9-2 目標値の設定 ----- 58

### 本計画書内の統計データについて

本計画書にて掲載している統計データは、現在の豊川市域を対象としたものです。

平成 18 年に旧宝飯郡一宮町が豊川市に編入し、その後、平成 20 年に旧宝飯郡音羽町と旧宝飯郡御津町が、平成 22 年に旧宝飯郡小坂井町が編入していますが、編入年次前の統計値についても旧 1 市 4 町の合計値を掲載しています。

## 目次（資料編）

---

1 都市構造の現状の整理		5 都市機能誘導区域	
1-1 都市形成過程の整理	67	5-1 誘導施設の検討	191
1-2 人口・世帯数の動向	71	5-2 誘導施設の設定	199
1-3 土地利用の状況	84	6 防災指針	
1-4 公共交通の状況	92	6-1 災害リスクの分析方針	202
1-5 都市機能の分布状況	95	6-2 災害リスクの分析結果	206
1-6 経済活動の状況	98	7 計画の中間評価	
1-7 災害リスクの状況	104	7-1 中間評価の必要性	217
1-8 財政状況	106	7-2 中間評価の方法	217
1-9 市民意識調査	112	7-3 中間評価の結果	218
1-10 都市構造の現状の整理	113		
1-11 他都市との比較評価による 課題分析	115	参考資料	
2 将来見通しと都市構造上の課題整理		・策定経緯等	参-3
2-1 人口の将来見通し	117	・用語集	参-14
2-2 都市構造の将来見通しの評価	135	・誘導区域の経歴	参-24
2-3 都市構造の将来見通しによる 課題整理	147		
3 今後のまちづくりの課題整理	149		
4 居住誘導区域			
4-1 視点1) 良好な居住環境の確保に 向けた検討	154		
4-2 視点2) その他関連法による 除外	168		
4-3 視点3) 活力の維持・創出に 向けた検討	169		
4-4 視点4) 公共交通のカバー圏域による 検討	183		

# 序 計画の概要

## 序-1 計画の背景と目的

全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が、将来困難になりかねない状況にあることが懸念されています。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取組むため、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により創設された立地適正化計画制度に基づき、本市では平成 28 年度に「豊川市立地適正化計画」を策定しました。

その後、国の法改正（「改正都市再生特別措置法」（H30.7 施行）、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」（R2.9 施行）等）や第 3 次豊川市都市計画マスタープラン等の関連計画の策定・改定等により、令和 2 年度に本計画の見直しを行いました。また、令和 6 年度から都市構造上の課題分析や、計画策定後の取組み状況等に関する中間評価を行った結果、本市が抱える課題の傾向に大きな変化は見られませんでした。そのため、まちづくりの方針や目指すべき都市の骨格構造等については、前回改定時の内容を踏襲していますが、関連計画の改定等により見直しが必要な箇所については適宜内容の修正を図っています。

また、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」の改正に伴い立地適正化計画に「防災指針」を定めることとなりました。そこで、各種ハザードの分析を行うとともに居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災機能の確保に向け、防災指針の策定を行いました。

### （立地適正化計画の概要）

- 立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものです。
- 誘導した都市機能等拠点間を結ぶ公共交通サービスの充実や公共交通沿線へ居住を誘導する等、公共交通と居住、公共交通と都市機能の配置を一体として考えます。
- 立地適正化計画では、「立地適正化計画の区域」と「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」を定めるとともに、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と都市機能増進施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、「都市機能増進施設（誘導施設）」を定めます。また、居住の誘導及び都市機能増進施設の立地を誘導するために「市町村が講ずべき施策（誘導施策）」を定めます。

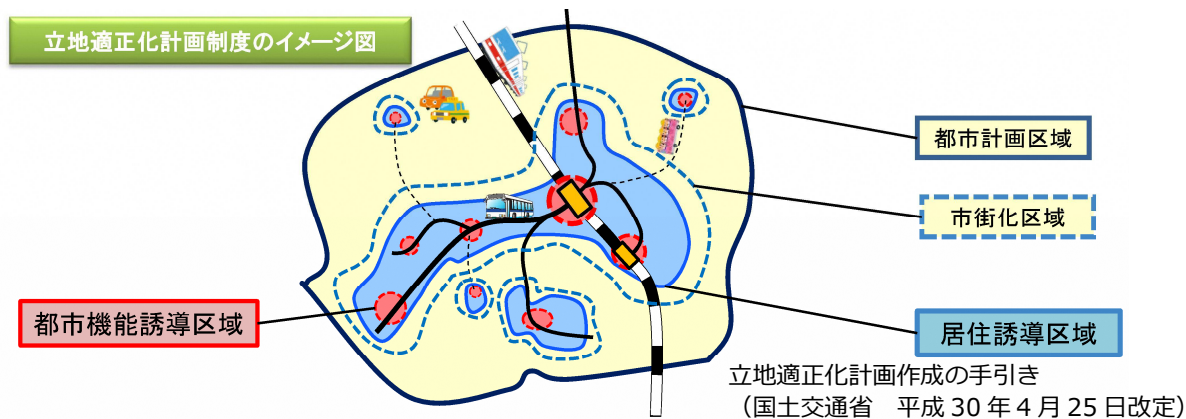


図 立地適正化計画制度のイメージ図

## 序-2 計画の位置づけ

立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版であり、都市再生特別措置法に基づき、医療・福祉等の都市機能や居住の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するものです。

このため、本市のまちづくりの指針である「総合計画」や、愛知県が広域的な視点から定める「東三河振興ビジョン」や「東三河都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連分野の計画との連携が求められます。

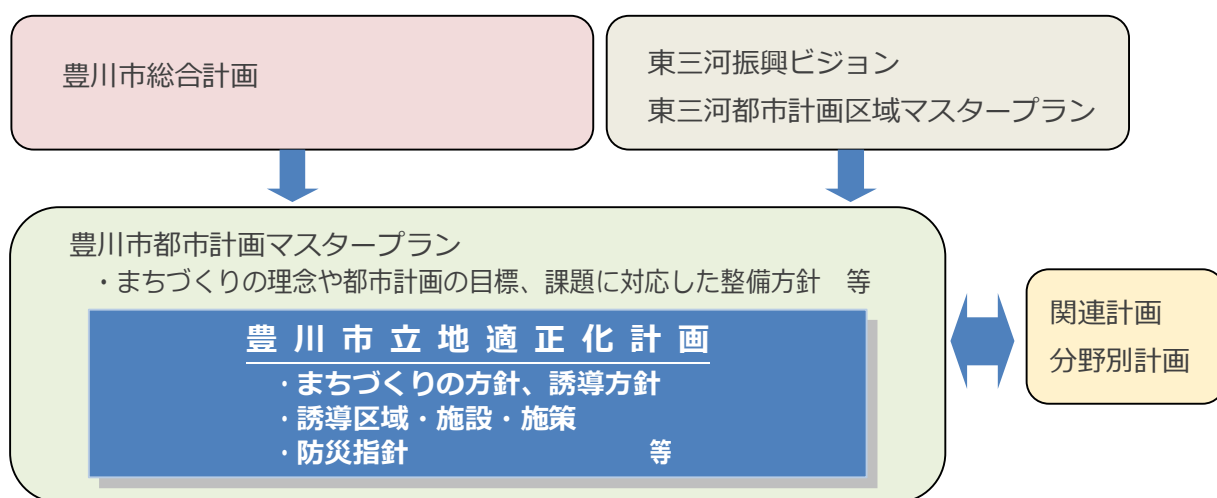


図 豊川市立地適正化計画の位置づけ

## 序-3 計画の範囲

本市では、市全域が都市計画区域内であり、市が一体となって今後も持続可能な都市を形成するための計画とするため、立地適正化計画の範囲は、本市全域とします。

## 序-4 計画期間

立地適正化計画は長期的な展望を見据えながら都市構造の再編を進める必要があるため、令和 22 年（2040 年）を目標年次とします。

# 1 まちづくりの方針

## 1-1 都市の将来像

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられます。そのため、豊かな歴史・文化と自然環境を次世代に継承し、安全で快適で活気あるにぎやかなまちを実現するため、立地適正化計画において目指す都市の将来像は、都市計画マスタープランを踏襲し「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」と定めます。

都市の将来像の実現に向け、立地適正化計画では、都市機能の集約や居住の誘導、拠点との交通ネットワークの充実により都市経営の効率化に努めながら、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、生涯にわたり住み続けたいくなるようなまちづくりを進めます。また、地域の特色を生かした多様な産業の育成・強化や男女が共に子育てと仕事が両立できる子育て環境の整備、拠点の活性化等により、まちの活力とにぎわいを創出し都市の魅力を高めていきます。

【都市の将来像】

歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市

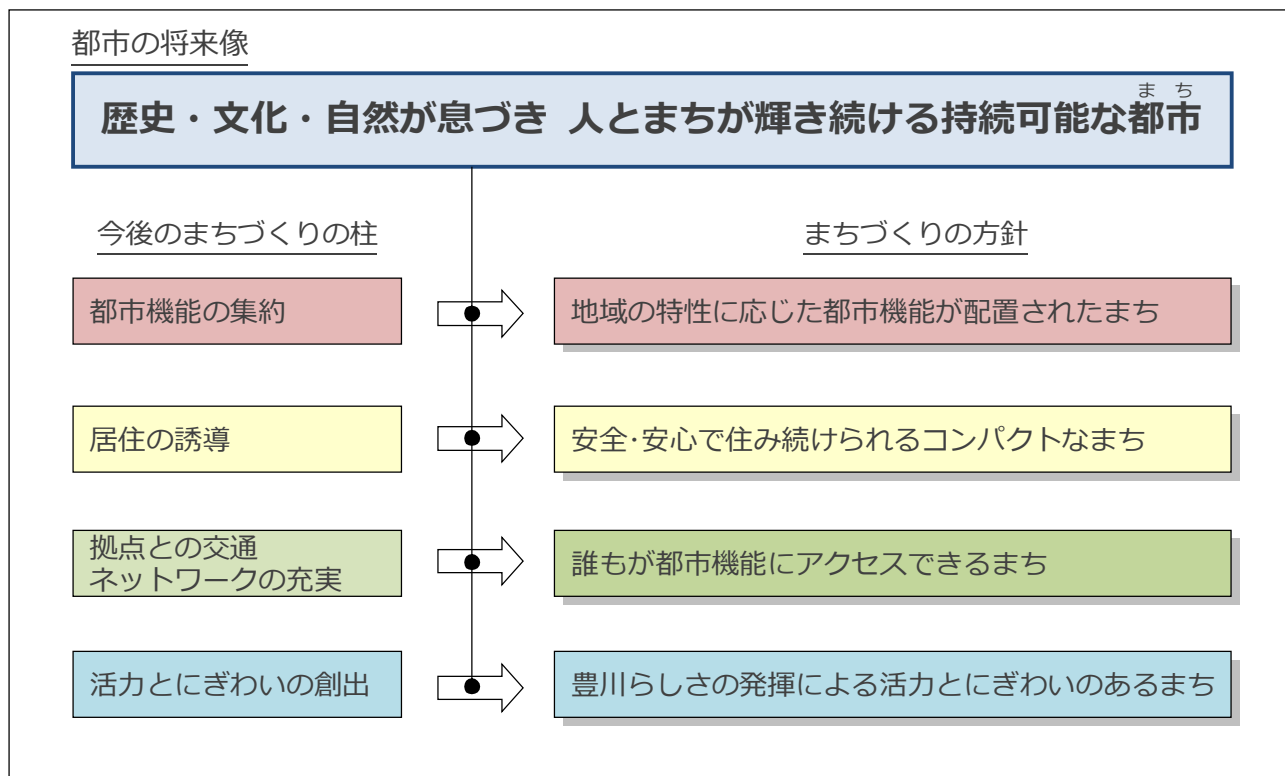


図 都市の将来像を実現するためのまちづくりの方針（体系）

## 1 まちづくりの方針

### 1-2 まちづくりの方針

都市の将来像の実現に向け、「都市機能の集約」「居住の誘導」「拠点との交通ネットワークの充実」「活力とにぎわいの創出」の4つのまちづくりの柱に対応するためのまちづくりの方針を示します。

#### 【都市機能の集約に向けた方針】

##### 地域の特性に応じた都市機能が配置されたまち

- 人口減少、少子高齢化により機能低下が想定される都市機能がある中で、将来にわたり必要な機能を維持し、自動車を使わずに誰もが利用できるよう、鉄道の利便性を活かし、主要な鉄道駅周辺へ必要な都市機能を配置します。
- 市域を横断する名鉄豊川線や姫街道沿線の拠点周辺では、市外や市内各所からアクセスしやすい立地特性を活かし、全ての市民の生活を支え、多世代の交流を促進する都市機能を配置します。
- 後背地に豊かな自然が広がる拠点では、将来にわたり住民の交流や豊かな定住環境を支えることができるよう、周辺拠点との連携による機能補完も含め、必要な都市機能を効率的に確保します。

#### 【居住の誘導に向けた方針】

##### 安全・安心で住み続けられるコンパクトなまち

- 人口減少の社会情勢下において生活サービスが持続的に確保された快適な生活環境を維持・確保できるよう、都市機能が集積した生活利便性の高い拠点周辺の市街地に人口が集積したコンパクトなまちを形成します。
- 豊かな自然に囲まれた特性を活かし、多様な都市機能が集積した利便性の高い地域での居住地とあわせ、豊かな自然に囲まれた地域でのゆとりある居住地を確保し、市民等の多様な居住意向に対して市内で居住地の選択が可能なまちを形成します。
- 土砂災害等の自然災害に対し安全な地域への居住を誘導します。

#### 【拠点との交通ネットワークの充実に向けた方針】

##### 誰もが都市機能にアクセスできるまち

- 都市間を連絡し本市の公共交通軸を形成する鉄道4路線について、関係機関と調整しながら高い利便性を維持していきます。
- 都市機能の集約や居住の誘導を促進しながら、自動車を利用できない人も含めた市民の移動手段を確保するため、地域のニーズや需要に即したメリハリのある効率的な公共交通体系を形成します。
- 都市活動を支え市民交流を円滑化するため、拠点間を連絡する幹線道路ネットワークを形成するとともに、生活道路の安全と快適性を確保します。
- 鉄道駅やバス停といった交通結節点と都市施設間において、誰もが安全・快適に移動できる交通環境を確保します。

【活力とにぎわいの創出に向けた方針】

豊川らしさの発揮による活力とにぎわいのあるまち

- 豊川稲荷等の本市ならではの歴史・文化資源等を活用し多くの来訪者を呼び込むとともに、市民等が利用する商業機能・公共施設等を拡充させ、市内外からの交流人口の拡大により雇用機会を創出することで地域経済の活性化を図ります。
- 既存産業の活性化とあわせ、工業系用途地域が拠点に近接する特性を活かし、通勤しやすい居住地を確保します。
- 都市間を連絡する公共交通の利便性を維持するとともに、広域交通を処理する利便性の高い幹線道路ネットワークを関係者と協働で確保し、多様な交通手段により移動可能な広域交通環境を形成します。

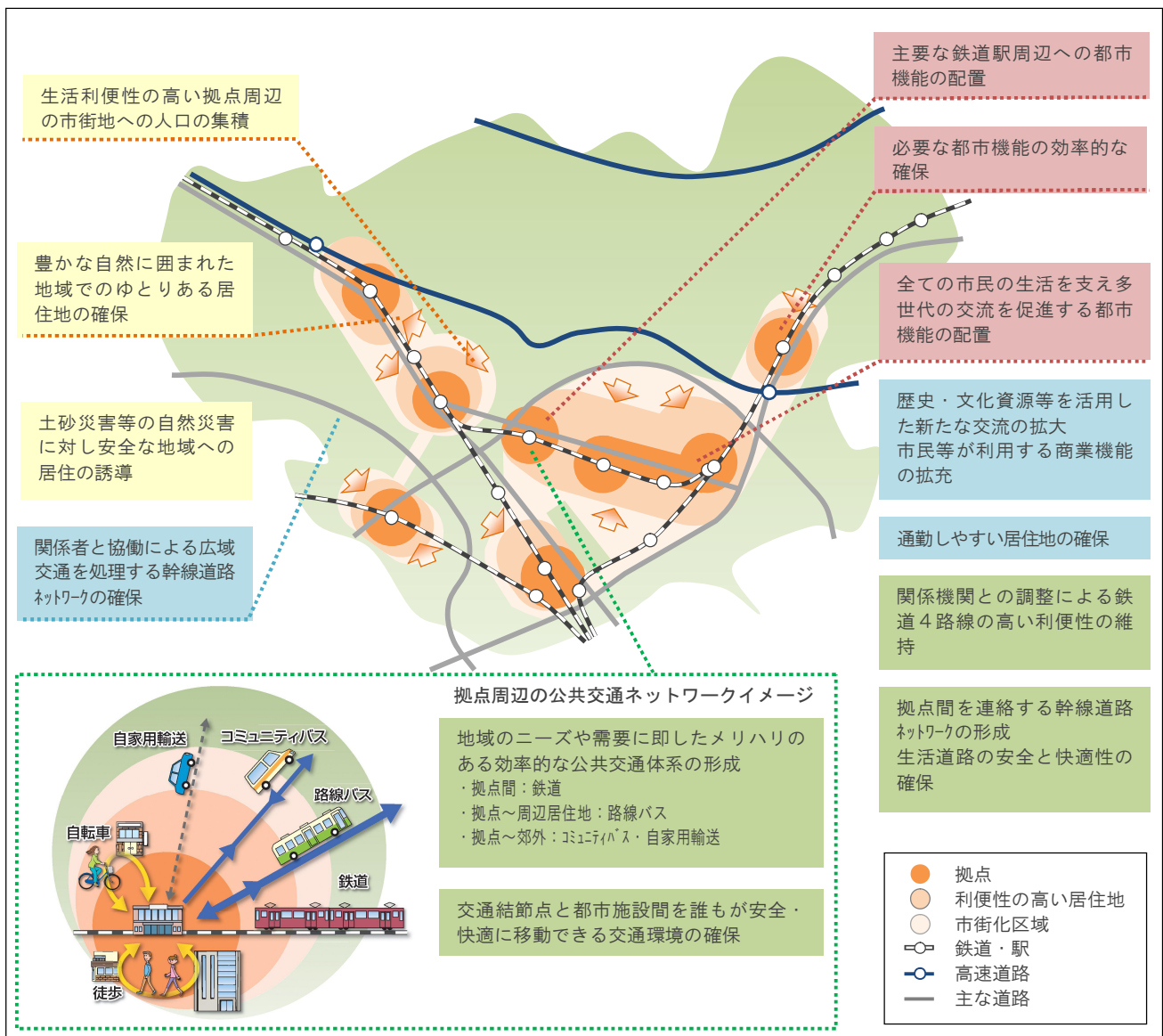


図 まちづくりの方針イメージ

## 2 目指すべき都市の骨格構造

### 2-1 基本的な考え方

立地適正化計画が目指すべき都市構造は、市街地が広がる地域と自然環境に囲まれた地域がそれぞれの個性を発揮できるよう、第7次豊川市総合計画に示された都市構造と同様に、主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点として位置づけ、都市機能の集約を図ります。

また、効率的にこれら拠点を連絡するため、周辺都市や各拠点を結ぶ道路や公共交通等の骨格軸から身近な移動を支える移動手段まで階層性のある交通ネットワークを形成します。

これらの拠点及びネットワークの確保により拠点間の連携・補完を図りながら、本市が一体となって「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市」を目指します。

### 2-2 都市の骨格構造

都市の骨格構造として、上位関連計画の位置づけや鉄道駅周辺の現状等を踏まえながら、以下の拠点と交通軸（道路軸、公共交通軸）を配置します。

#### 【拠点】

##### ◆中心拠点

○行政機関や公共施設、商業等の都市機能が特に集積し、本市の中心に位置づける地域

- ・市内を貫く(都)姫街道線を軸として、東西の拠点である豊川地区、諏訪地区と、それらを結ぶ中央通地区の3地区を一体的に捉えた中心市街地

##### ◆地域拠点

○公共施設や商業等の地域の特性に応じた都市機能が集積し、各地区の暮らしの中心に位置づける地域

- ・八幡地区 : 八幡駅周辺
- ・国府地区 : 国府駅周辺
- ・一宮地区 : 三河一宮駅周辺
- ・音羽地区 : 名電赤坂駅周辺
- ・御津地区 : 愛知御津駅周辺
- ・小坂井地区 : 伊奈駅、西小坂井駅、小坂井駅周辺

## 【道路軸】

◆**広域幹線軸**

- 隣接都市との連続性を持ち、市域を跨ぐ広域的な通過交通を分担し、下位路線への不要な交通の進入を軽減し、多量の道路交通を処理する道路

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| ・東名高速道路                  | ・新東名高速道路                |
| ・(都)国道1号線                | ・(都)名豊線(国道247号)         |
| ・(都)名豊道路(国道23号バypass)    | ・(都)豊川新城線(国道151号バypass) |
| ・(都)前芝豊川線(国道151号・国道247号) | ・(都)東三河環状線              |

◆**地域幹線軸**

- 隣接する都市間を連絡し、都市間の交流を促進する連携軸となる道路
- 市内の各拠点間を連絡し、拠点・地域間の交流を促進する連携軸となる道路
- 交流人口を創出し、まちのにぎわいを高める都市軸となる道路
- 生活圏の外郭を形成し、生活圏への不要な通過交通の流入を排除するとともに良好な住環境を形成する道路

- |             |           |         |
|-------------|-----------|---------|
| ・(都)姫街道線    | ・(都)豊橋豊川線 | ・(都)中通線 |
| ・(都)篠東野口線 等 |           |         |

## 【公共交通軸】

◆**広域公共交通軸**

- 市内と市外及び拠点間を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担う路線（広域路線）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・JR東海道本線・飯田線 | ・名鉄名古屋本線・豊川線 |
| ・豊鉄バス新豊線・豊川線 |              |

◆**基幹公共交通軸**

- 地域の拠点を相互に連絡する役割を担い、市内の交通結節点と主要施設を結ぶほか、広域路線への接続を担うバス路線（基幹路線）

## 豊川市コミュニティバス

- |            |        |       |
|------------|--------|-------|
| ・ゆうあいの里八幡線 | ・千両三上線 | ・小坂井線 |
| ・一宮線       | ・音羽線   | ・御津線  |

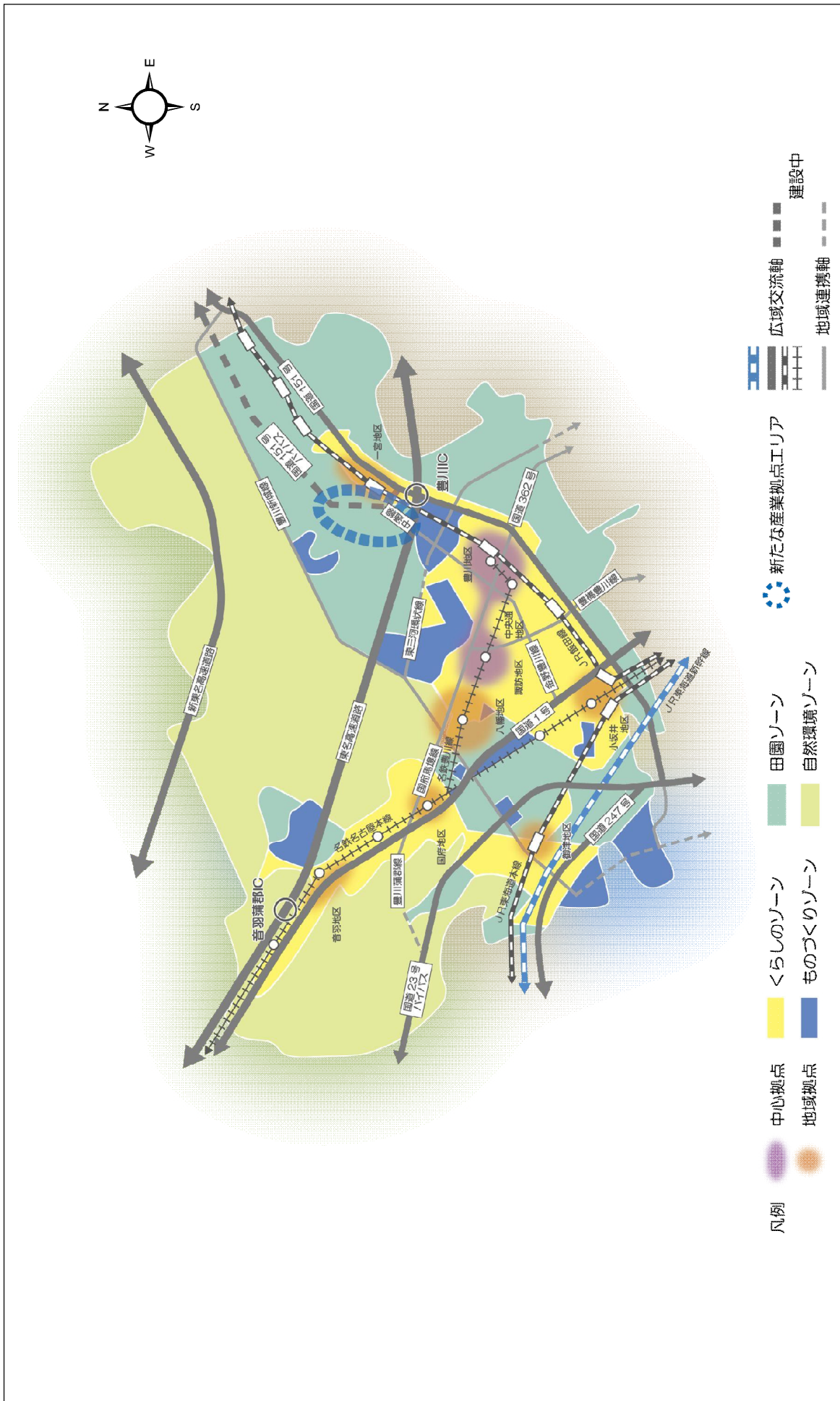
◆**地域公共交通軸**

- 小中学校区のエリア程度の地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点への接続を担うバス路線（地域路線）

## 豊川市コミュニティバス

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ・音羽地区地域路線（つつじバス）    | ・御津地区地域路線（ハートフル号） |
| ・一宮地区地域路線（本宮線のんほい号） | ・御油地区地域路線（ごゆりんバス） |

## 2 目指すべき都市の骨格構造



### 3 誘導方針

本市の各地域でみられる人口特性と都市機能の立地特性等から、各まちづくりの方針に対し、都市機能の適正配置や人口密度の維持等に向けた誘導方針を示します。

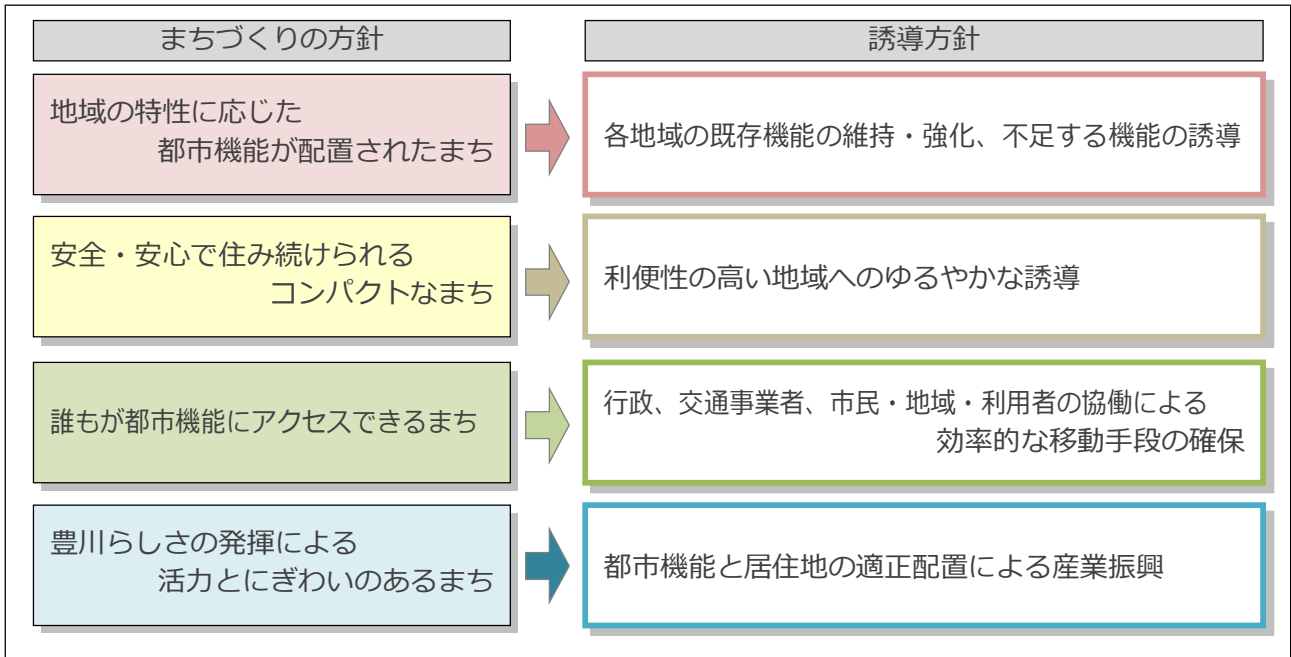


図 まちづくりの方針に対する誘導方針

#### 誘導方針 1 都市機能の誘導

##### 各地域の既存機能の維持・強化、不足する機能の誘導

人口減少、少子高齢化により将来的に機能の維持が困難となる都市機能がある中で、市全体が持続的に発展できるよう、中心拠点と全ての地域拠点に都市機能誘導区域を設定し、各拠点に都市機能施設を適正に誘導します。なお、区域内への誘導は、施設の新設時・建替え時において行い、ゆるやかに機能の集約化を推進します。

##### 【拠点別の誘導方針】

###### ◆中心拠点

- 本市の魅力ある生活環境の確保や、活力とにぎわいの向上をけん引する拠点を形成するため、市内外からの交流人口の拡大と、地域経済の活性化に資する都市機能等を誘導します。

###### ◆地域拠点

- 各拠点とその後背地の居住者の生活利便性を維持するための都市機能を誘導します。また、市全体の都市機能の配置を踏まえながら、必要な都市機能を誘導します。

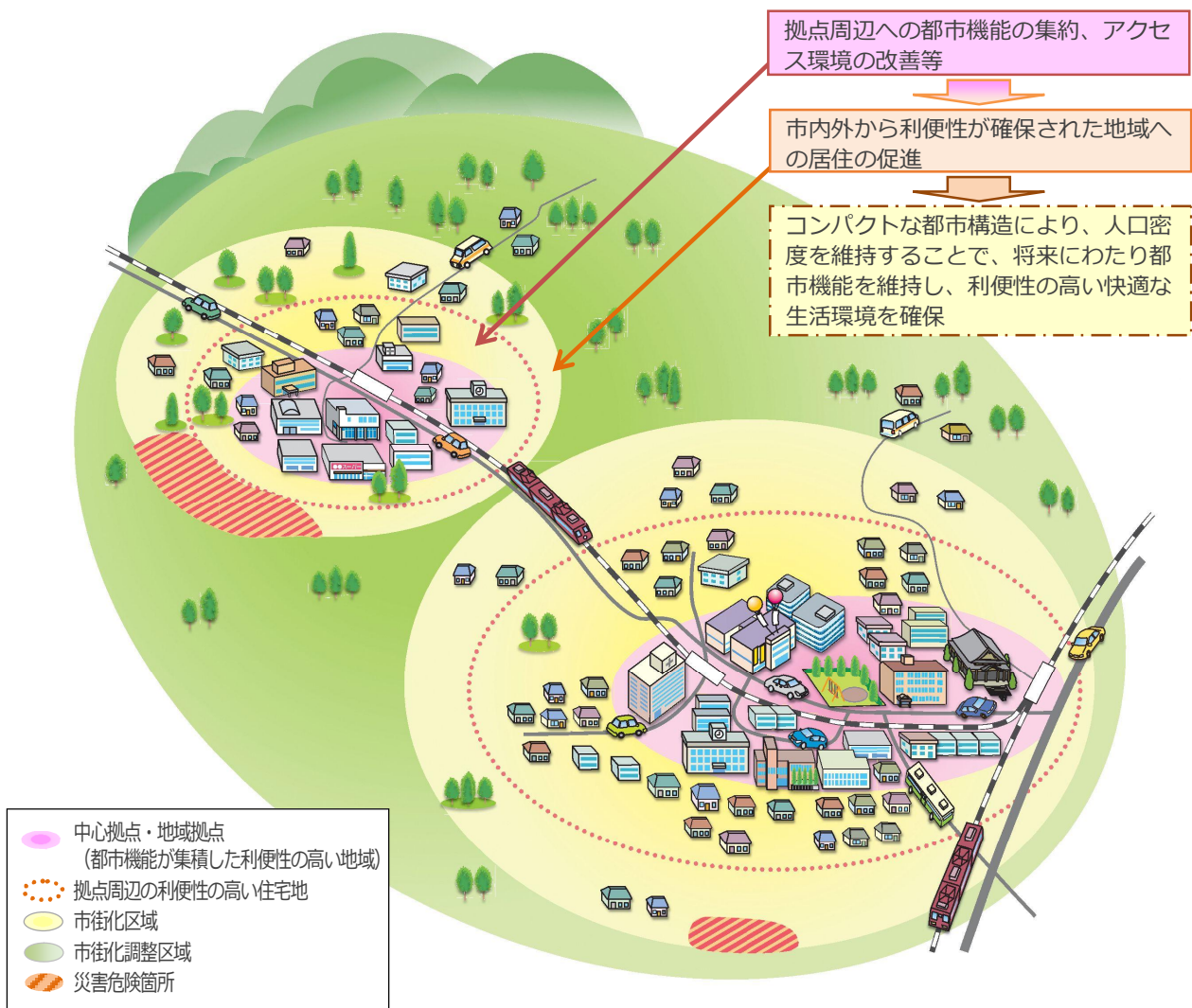
### 3 誘導方針

#### 誘導方針 2 居住の誘導

##### 利便性の高い地域へのゆるやかな誘導

拠点周辺への都市機能の集約やアクセス環境の改善等により、拠点の生活利便性を向上させることで、市内外から利便性が確保された地域への居住を促進し、時間をかけ緩やかにコンパクトな都市構造が形成されることを目指します。

なお、市街化調整区域の居住地においても多くの人々が生活していることから、これまで引き継がれてきた豊かな自然と調和した生活環境を維持するため、地域のニーズ等を踏まえながら生活の利便性が大きく低下することがないよう努めます。



※拠点周辺への都市機能の集約について

- ・人口減少下においても郊外部を含む市民のみなさんの暮らしを守るため、少なくとも市民が集まりやすい拠点において都市機能を維持・確保することで暮らしやすさを維持するものです。今ある都市機能施設について、強制的に移転を行うものではありません。

※市内外から利便性が確保された地域への居住の促進について

- ・人口減少下において都市機能を維持・確保するには、利用者を確保する必要があるため、拠点周辺の利便性の高い居住地に居住を促進しますが、様々な市民のみなさんの居留意向がある中で、拠点周辺だけにしか住んではいけないという方針を示したものではありません。

図 利便性が高い地域への誘導イメージ

誘導方針3 拠点との交通ネットワークの充実

行政、交通事業者、市民・地域・利用者の協働による効率的な移動手段の確保

拠点相互のアクセスの充実と生活圏への不要な通過交通の排除を図るための幹線道路ネットワークを各道路管理者と協働で整備するとともに、地域特性やニーズに配慮し、まちづくりと一体となった道づくりを関係者と連携して推進します。

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、各関係者の役割分担を明確化し、適正な費用負担を含めそれぞれが協働で責任を持って公共交通を支えます。地域にとって必要な路線は、地域組織を立ち上げる等、地域が主体的に運行確保についての取組みを行い、行政はこれらの取組みを積極的に支援します。

路線区分	検討・運行主体	サービス水準		輸送量
		運行本数	運行圏域	
広域路線	・鉄道事業者 ・民間バス事業者	多い	広域・拠点間	多い
基幹路線	・行政 ・交通事業者	少ない	地域間	少ない
地域路線	・地域 ・交通事業者			

図 路線区分ごとの公共交通体系の構築イメージ

誘導方針4 活力とにぎわいの創出

都市機能と居住地の適正配置による産業振興

歴史・文化的資源等を保全・活用したまちのにぎわいを維持・拡大できるように留意し、都市機能と居住の誘導を進めます。

事業所や工場が集積する地域では産業振興を進め、周辺地域での居住を確保するとともに、事業所や工場を発着する各種交通を安全かつ円滑に処理できる交通軸を形成します。

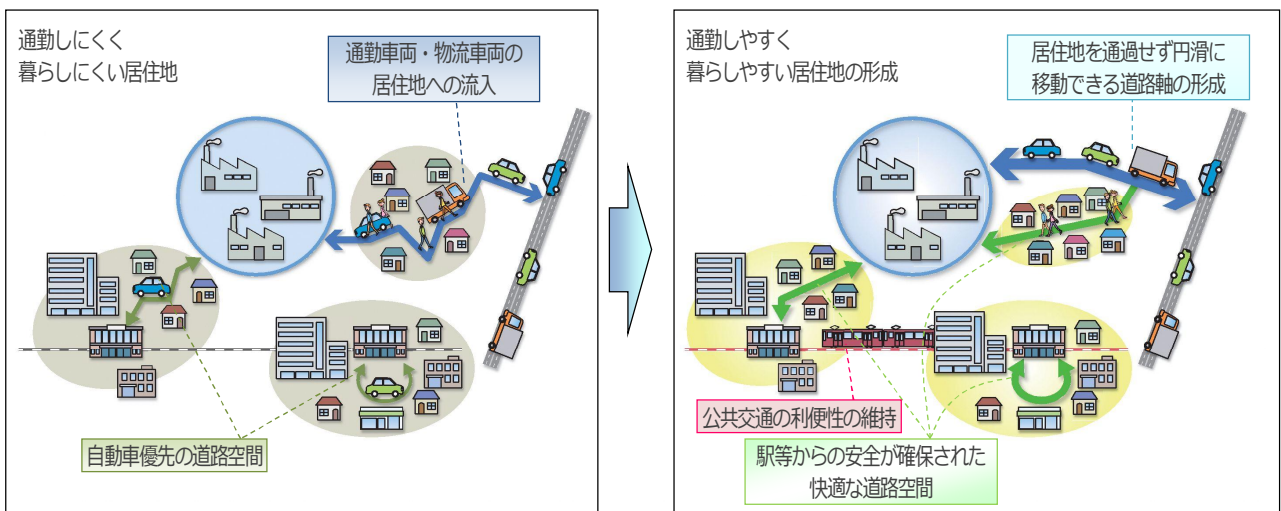


図 産業振興と連携した取組みイメージ

## 4 居住誘導区域の設定

### 4-1 居住誘導区域の設定の考え方

#### (1) 都市計画運用指針における基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

本計画を活用して居住の誘導等を行う際には、市町村内の主要な中心部だけに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、合併前の旧町村の中心部等の生活拠点も含めて誘導することが望まれます。また、農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての人を居住誘導区域に誘導することを目指すものではありません。

#### (2) 本市における基本的な考え方

全国的に生活利便性が高い市街地で人口減少が生じており、都市機能を将来にわたり確保するには利用圏域の人口密度を維持することが必要です。

本市では、都市機能施設が市内各所に立地し、特に工業専用地域を除く市街化区域ではおおむね全域で医療、福祉、商業、公共施設、公共交通のいずれかの都市機能施設に徒歩でアクセスできるほか、鉄道沿線市街地等において広く土地区画整理事業が施行され、道路・公園等の都市基盤がバランスよく配置された良好な住宅地が形成されています。

また、就業者数が多い製造業等を軸に産業振興が求められる本市では、新たな雇用創出に伴う転入者に対し、生活利便性が高い市街地への居住を誘導することも重要になっています。

そこで、時間をかけ緩やかにコンパクトな都市構造を目指すにあたり、居住地選択の一つの判断基準として居住誘導区域を設定し、新たな居住者を適切に誘導することで都市機能の確保に必要な人口密度を維持します。

なお、「2 目指すべき都市の骨格構造」において位置づけた拠点周辺への居住を促進しますが、市民のみなさんの様々な居留意向がある中で、拠点周辺だけにしか住んではいけないという方針を示したものではありません。

#### 【本市における居住誘導区域の考え方のまとめ】

- 市街化調整区域内の居住者を含めた市民の生活利便性やコミュニティが持続できるよう都市機能を確保するために人口密度を維持する区域
- 工業系用途地域が中心拠点や地域拠点に近接する本市の特性を、持続可能な都市を形成する上での強みとして捉えた、既存及び新規産業の活性化と調和する区域

### (3) 居住誘導区域の設定方法

本市の居住誘導区域は、災害に対する安全で良好な居住環境を確保しながら、本市における居住誘導区域の考え方を踏まえた区域を設定します。

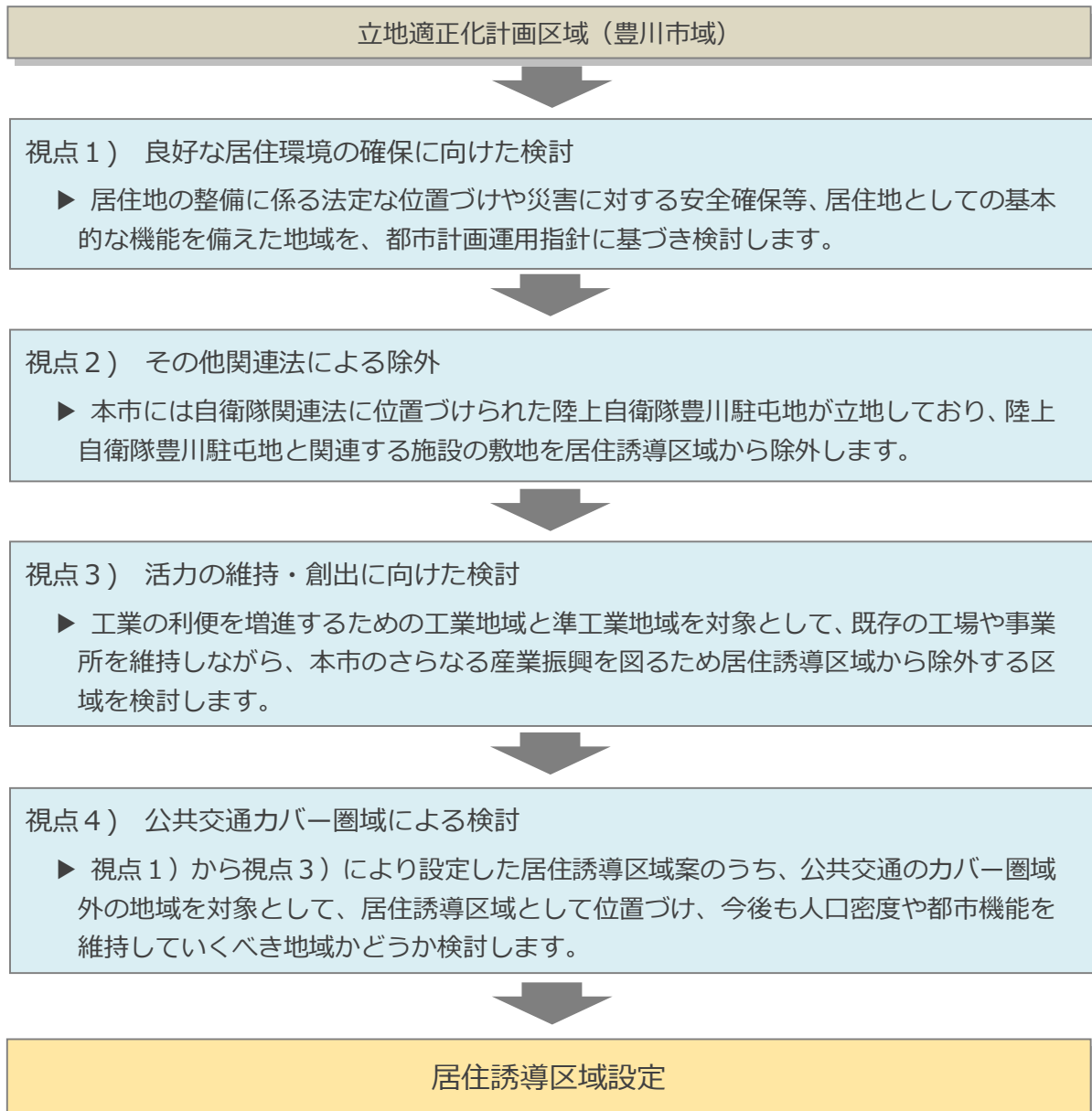


図 居住誘導区域の検討ステップ

## 4-2 居住誘導区域の設定

### (1) 居住誘導区域の設定手順

居住誘導区域の設定方法に示した視点ごとに、居住誘導区域の具体的な設定手順を設定します。

#### 【居住誘導区域の設定方法】

視点	ステップ	区域の設定手順
視点1) 良好な居住環境の確保に向けた検討	ステップ①	「居住誘導区域に含まないこととされている区域の除外」 ・市街化調整区域の除外 ・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の除外
	ステップ②	「原則として居住誘導区域に含まないこととすべきである区域の除外」 ・津波災害特別警戒区域（浸水深2m以上の区域）の除外
	ステップ③	「居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外」 ・土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域（浸水深2m以上の区域）の除外 ・愛知県洪水浸水想定区域図（計画規模）による浸水深3m以上のエリアを囲む地形地物により除外 ・愛知県洪水浸水想定区域図（想定最大規模）による浸水深5m以上のエリアを囲む地形地物により除外（牛久保・正岡地区に限る） ・愛知県高潮浸水想定区域図（伊勢湾台風規模、堤防等決壊なし）による浸水深3m以上のエリアを囲む地形地物により除外
	ステップ④	「居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外」 ・工業専用地域・御幸浜地区計画の計画区域
視点2) その他関連法による除外		「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」 ・陸上自衛隊豊川駐屯地、豊川訓練場・官舎
視点3) 活力の維持・創出に向けた検討	ステップ①	「一団の工業用地の抽出」 ・令和5年度都市計画基礎調査の現況土地利用において、1ha以上の工業系土地利用を抽出
	ステップ②	「本市の産業振興に資する公共公益施設の抽出」 ・東名高速道路豊川インターチェンジを抽出
	ステップ③	「ステップ①、②の区域に対し、付帯施設の整備状況や土地利用の一体性、将来土地利用等を踏まえ、地形地物等による除外区域の設定」
視点4) 公共交通カバールールによる検討		「公共交通カバールールに含まれない一団の居住誘導区域を除外」 「人口密度が一定規模確保されていない地域で、低未利用地が多く都市的な土地利用として活用されていない地域の除外」 (本規定により除外する区域なし)

### 居住誘導区域設定

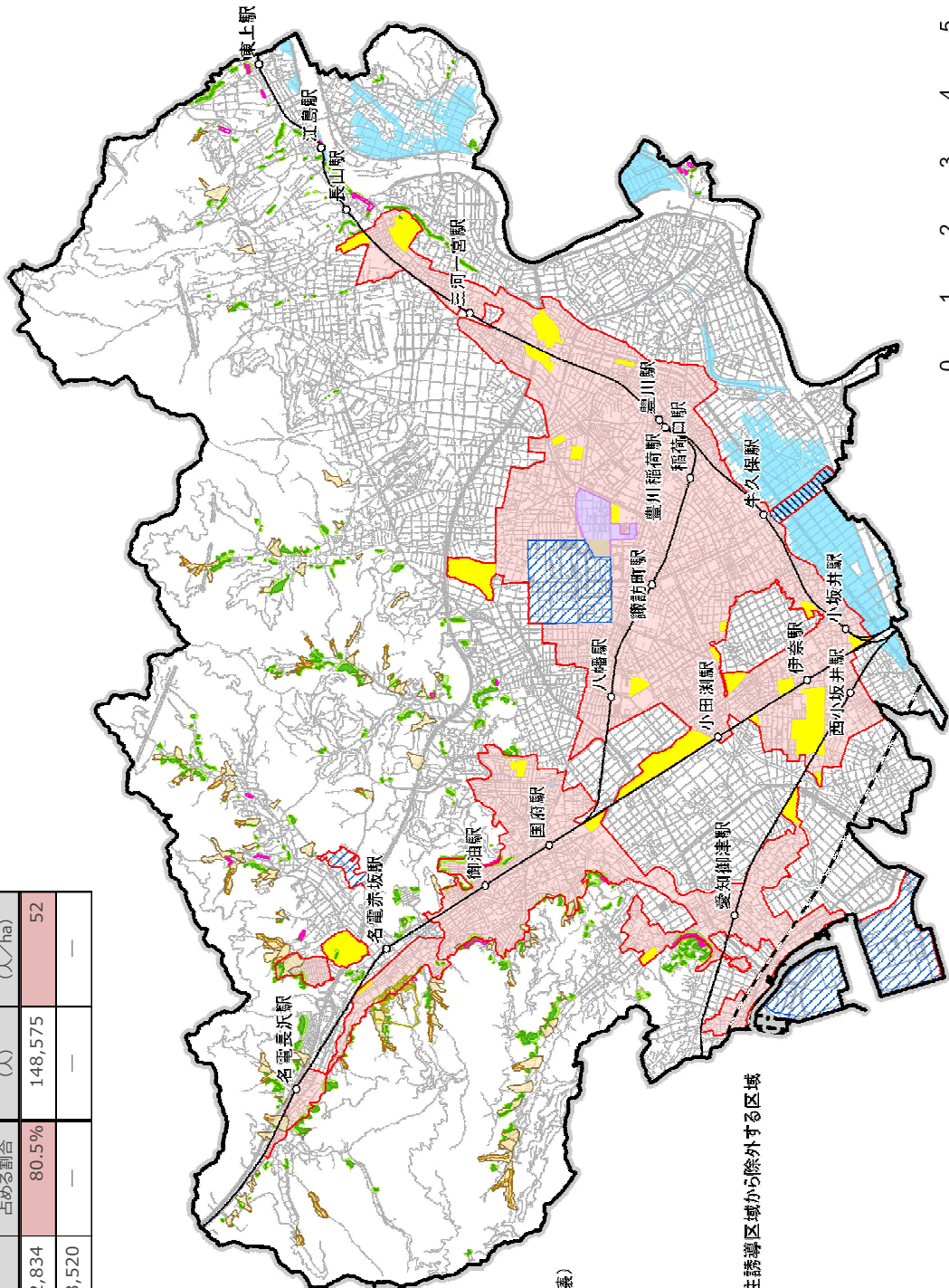
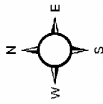
ただし、居住誘導区域の設定後においても、以下の規定により適切な見直しを図ります。

規定1) 災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて	視点1)のステップ①で設定した土砂災害特別警戒区域等が変更となり重複する箇所は除く。
規定2) 陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて	「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」で除外された箇所において、国有地の売却等により除外理由が喪失した時点で、誘導区域の設定の考え方に照らし合わせ、誘導区域に含める。

# 居住誘導区域

■ 居住誘導区域の面積割合及び人口密度 (令和6年4月1日現在)

	面積 (ha)	市街化区域に占める割合	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
居住誘導区域	2,834	80.5%	148,575	52
市街化区域	3,520	—	—	—



## 凡例

- 居住誘導区域
- 市街化区域
- 区域設定関連区域
  - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
  - 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 地すべり防止区域
  - 急傾斜地崩壊危険区域
  - 土砂災害警戒区域(土石流)
  - 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 土砂災害警戒区域(地滑り)
- 洪水(L2)による浸水深5m以上のため居住誘導区域から除外する区域
- 洪水(L2)による浸水深5m以上の区域
- 工業専用地域
- 御幸浜地区計画
- 関連法による除外
- 活力の維持・創出に向けて除去する区域

※ただし、土砂災害特別警戒区域等と重複する箇所は除く。